



東京労働局発表  
平成23年11月25日(金)

**【照会先】**

東京労働局職業安定部職業対策課

課長 藤村 静男

課長補佐 松井 勝

地方障害者雇用担当官 佐藤 朋子

地方障害者雇用担当官 前田 修

電話 03-3512-1664(直通)

FAX 03-3512-1566

## 平成23年「障害者雇用状況」集計結果 (平成23年6月1日現在)

東京労働局(局長 山田 亮)では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある東京都内に本社を置く事業主等から、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者(以下「障害者」)の雇用状況の報告を求めています。

このほど、平成23年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

### 【集計結果の主なポイント】

《民間企業》(法定雇用率1.8%)

- 雇用障害者数は、135,469.0人と過去最高を更新
- 実雇用率は1.61%

《特殊法人等》(同2.1%)

- 雇用障害者数3,132.0人、実雇用率2.20%

《公的機関》(同2.1%、東京都教育委員会は2.0%)

- 東京都の機関：雇用障害者数932.0人、実雇用率2.58%
- 区市町村の機関：雇用障害者数2,410.5人、実雇用率2.42%
- 東京都教育委員会：雇用障害者数682.0人、実雇用率1.58%

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に下記の制度改正があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

- ①短時間労働者の算入（詳細についてはP5参照）
- ②除外率の引き下げ（詳細についてはP6参照）

## 1 民間企業及び特殊法人等における雇用状況

### (1) 民間企業

#### ○障害者雇用数、実雇用率…総括表1(1)、詳細表1(1)①、②

- ・ 民間企業に雇用されている障害者の数は、135,469.0人で、過去最高となった。  
（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、133,902.5人となる。）
- ・ 雇用障害者数を部位別にみると、身体障害者が110,079.0人、知的障害者は20,077.5人、精神障害者は5,312.5人であった。
- ・ 実雇用率は1.61%であった。  
（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、1.70%程度になるものと推計される。）

#### ○企業規模別状況…詳細表1(2)①、②

- ・ 実雇用率を企業規模別に見ると、1,000人以上規模企業で1.83%、500～1,000人未満規模企業で1.52%、300～500人未満規模企業で1.36%、100～300人未満規模企業で1.00%、56～100人未満規模企業では、0.65%であった。
- ・ 1,000人以上規模企業が企業数全体に占める構成比は8.5%だが、雇用障害者数では全体の74.4%、新規雇用障害者数では全体の73.0%を占めている。
- ・ 雇用障害者の障害部位別の分布をみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者とも1,000人以上規模企業に最も多く雇用されている。

#### ○産業別状況…詳細表1(3)①、②

- ・ 産業別では、実雇用率の最も高い産業は「複合サービス業」1.97%、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」1.84%、「製造業」1.76%、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」1.71%の順となっている。  
また、「製造業」1.76%の内訳をみると「電気機械」1.90%及び「食料品・たばこ」1.80%で法定雇用率を上回っている。
- ・ 雇用障害者の障害部位別の分布をみると、身体障害者では、「製造業」で最も多く雇用されており、次いで「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」となっている。知的障害者では、「製造業」で最も多く雇用されており、次いで「卸売業、小売業」となっている。精神障害者では、「卸売業、小売業」で最も多く雇用されており、次いで「複合サービス業」となっている。

## (2) 特殊法人等…総括表1 (2)、詳細表1 (1) ①

- ・ 2.1%の法定雇用率が適用される特殊法人等（労働者数48人以上規模の特殊法人等）、の実雇用率は2.20%であった。  
（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.40%程度になるものと推計される。）

## 2 地方公共団体における在職状況…総括表2(1)、(2)、(3)、詳細表3

- ・ 2.1%の法定雇用率が適用される都の機関に在職している障害者の数は932.0人、実雇用率は2.58%であった。区市町村の機関に在職している障害者の数は2,410.5人、実雇用率は2.42%であった。  
（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると都の機関については3.12%、区市町村については2.70%程度になるものと推計される。）
- ・ 都の機関は9機関すべてで達成、区市町村の機関は75機関中66機関で達成。
- ・ 2.0%の法定雇用率が適用される東京都教育委員会に在職している障害者の数は682.0人、実雇用率は1.58%で未達成となっている。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |                                       |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |
|---------------------------------------|---|---------|-------|-------|--------------|--|--|-------|-------|-------|---------------------------------------|--|--|
| ○ 民間企業                                | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">1. 8%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 0 5px;">（56人以上規模の企業）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 0 5px;">〔労働者数48人以上規模の特殊法人、<br/>独立行政法人、国立大学法人等〕</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 1. 8% | （56人以上規模の企業） |  |  | 特殊法人等 | …………… | 2. 1% | 〔労働者数48人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |  |  |
| 一般の民間企業                               | ……………   | 1. 8%   |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |
| （56人以上規模の企業）                          |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |
| 特殊法人等                                 | ……………   | 2. 1%   |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |
| 〔労働者数48人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |
| ○ 国、地方公共団体                            | ……………   | 2. 1%   |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |
| （48人以上規模の機関）                          |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |
| ○ 都道府県等の教育委員会                         | ……………   | 2. 0%   |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |
| （50人以上規模の機関）                          |   |         |       |       |              |  |  |       |       |       |                                       |  |  |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP6参照）。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント  
◎ = 2カウント  
△ = 0.5カウント

今回の改正点

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

## ◎ 民間企業における除外率の改正状況

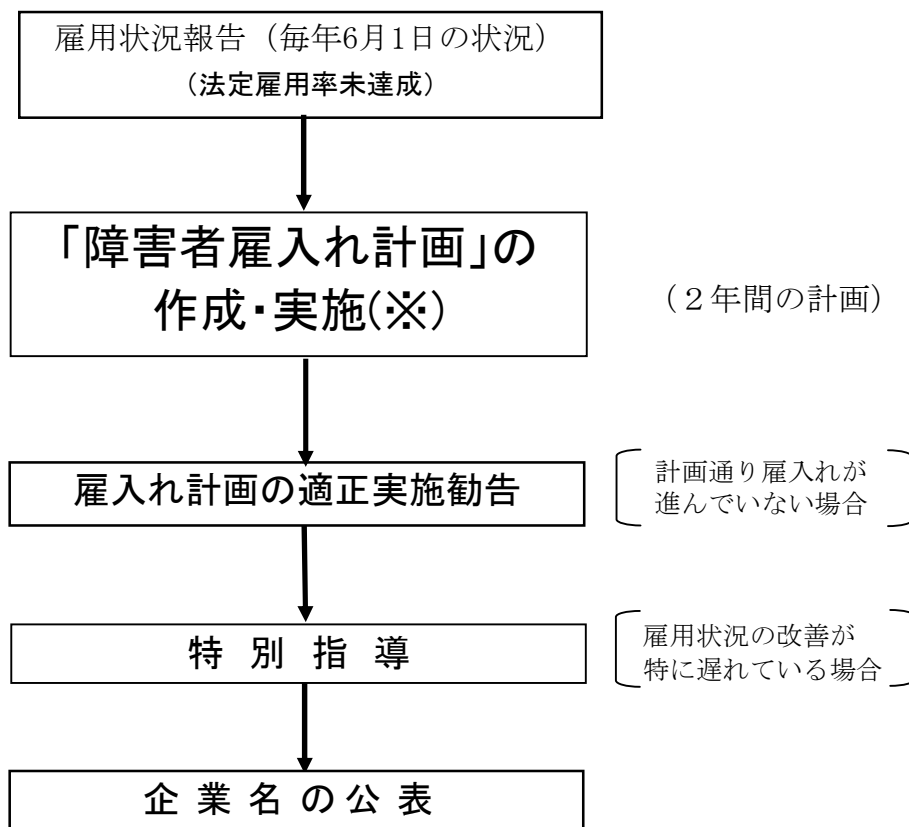
- 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

## ◎ 雇用率達成指導の基準について

実雇用率の低い事業主については次の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

### 一般企業（法定雇用率1.8%）に対する雇用率達成指導の流れ図



### ※「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ① 「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」  
→ 【実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上の場合】
- ② 「不足数が多い企業」  
→ 【実雇用率に関係なく、不足数10人以上の場合】
- ③ 「中小規模企業で障害者を一人も雇用していない企業」  
→ 【雇用義務3～4人の企業（労働者数167人～277人規模企業）  
であって雇用障害者数0人の場合】

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。



## ◎ 特例子会社制度について

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

## 平成 23 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況（目次）

### 〈総括表〉

<b>1 民間企業における雇用状況</b>	
(1) 民間企業	12
(2) 特殊法人等	12
<b>2 地方公共団体における在職状況</b>	
(1) 都の機関	12
(2) 区市町村の機関	12
(3) 法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会	13

### 〈詳細表〉

<b>1 民間企業における雇用状況</b>	
(1) 概況	
①概況	14
②障害部位別雇用状況	14
(2) 企業規模別の雇用状況	
①概況	15
②障害部位別雇用状況	15
(3) 産業別の雇用状況	
①概況	16
②障害部位別雇用状況	17
(4) 民間企業における雇用状況の推移	18
<b>2 民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）</b>	
(1) 企業規模別実雇用率	19
(2) 産業別実雇用率	20
(3) 特例子会社の年度別設立件数	21

### 3 地方公共団体における障害者の在職状況

#### (1) 法定雇用率 2.1%が適用される地方公共団体

①概況 . . . . . 22

②障害部位別在職状況 . . . . . 22

#### (2) 法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会 . . . . . 23

### 4 公的機関の各機関の状況

#### (1) 地方自治体の各機関の状況

①都の機関の状況 . . . . . 24

②区市町村の機関の状況 . . . . . 24

#### (2) 特殊法人等（地方所管）における各機関の状況 . . . . . 26

〈総括表〉(平成23年6月1日現在)

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

1 民間企業における雇用状況

(1) 民間企業(法定雇用率1.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
民間企業	8,411,528.0	135,469.0	1.61	▲0.02	32.2
	(7,786,840.0)	(126,903.5)	(1.63)	(0.07)	(33.0)

(2) 特殊法人等(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
特殊法人等	142,550.0	3,132.0	2.20	▲0.15	81.3
	(124,620.0)	(2,923.0)	(2.35)	(0.12)	(83.3)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都の機関(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
都の機関	36,089.5	932.0	2.58	▲ 0.38	100.0
	(29,202.0)	(865.0)	(2.96)	(▲0.09)	(100.0)

(2) 区市町村の機関(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
区の機関	69,947.0	1,787.5	2.56	▲ 0.27	100.0
	(61,896.0)	(1,754.0)	(2.83)	(▲ 0.03)	(100.0)
市町村の機関	29,627.0	623.0	2.10	▲ 0.27	81.6
	(25,786.0)	(611.0)	(2.37)	(0.02)	(92.0)
区市町村の機関	99,574.0	2,410.5	2.42	▲ 0.28	88.0
	(87,682.0)	(2,365.0)	(2.70)	(▲0.01)	(94.7)

(3) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)
東京都教育委員会	43,110.0	682.0	1.58	▲ 0.09
	(41,047.0)	(686.0)	(1.67)	(▲ 0.08)

1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

( ) 内は、平成22年6月1日現在の数値である。

〈詳細表〉(平成23年6月1日現在)

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

区分	①企業数(社)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 E÷②×100(%)	⑤雇用率対前年比増減(P)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分		
民間企業 〔1.8%〕	15,798	8,411,528.0	36,537	2,424	57,874	4,194	135,469.0	12,257.5	1.61	▲0.02
	(15,726)	(7,786,840.0)	(34,764)	(2,007)	(54,994)	(749)	(126,903.5)	(12,056.5)	(1.63)	(0.07)
特殊法人等 〔2.1%〕	75	142,550.0	817	36	1,426	72	3,132.0	462.5	2.20	▲0.15
	(72)	(124,620.0)	(777)	(29)	(1,328)	(24)	(2,923.0)	(975.5)	(2.35)	(0.12)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害部位別雇用状況

区分	①障害者の数(人)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A+B×0.5	F. うち新規雇用分
民間企業〔1.8%〕	135,469.0	32,360	42,260	1,986	2,226	110,079.0	8,359.0	4,177	10,832	438	907	20,077.5	2,522.0	4,782	1,061	5,312.5	1,356.0
	(126,903.5)	(31,109)	(41,454)	(1,641)	(-)	(105,313.0)	(8,748.0)	(3,655)	(9,831)	(366)	(-)	(17,507.0)	(2,277.0)	(3,709)	(749)	(4,083.5)	(1,031.5)
特殊法人等〔2.1%〕	3,132.0	773	1,117	35	42	2,719.0	365.0	44	105	1	1	194.5	41.0	204	29	218.5	56.5
	(2,923.0)	(744)	(1,055)	(28)	(-)	(2,571.0)	(838.0)	(33)	(90)	(1)	(-)	(157.0)	(38.0)	(183)	(24)	(195.0)	(99.5)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②D、③D、④Cの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のA.B欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のC.D欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

①概況

区分	①企業数(社)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 E÷②×100(%)	⑤雇用率対前年比増減(P)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分		
規模計	15,798	8,411,528.0	36,537	2,424	57,874	4,194	135,469.0	12,257.5	1.61	▲0.02
	(15,726)	(7,786,840.0)	(34,764)	(2,007)	(54,994)	(749)	(126,903.5)	(12,056.5)	(1.63)	(0.07)
56～100未満	5,011	373,783.5	593	65	1,134	84	2,427.0	186.0	0.65	▲0.02
	(5,047)	(374,276.0)	(573)	(74)	(1,267)	(21)	(2,497.5)	(203.0)	(0.67)	(0.00)
100～300未満	6,498	1,050,961.5	2,583	290	4,785	597	10,539.5	1,120.0	1.00	▲0.01
	(6,503)	(1,037,954.0)	(2,559)	(209)	(5,075)	(172)	(10,488.0)	(1,185.0)	(1.01)	(0.07)
300～500未満	1,624	599,093.0	2,165	194	3,445	321	8,129.5	730.5	1.36	0.00
	(1,580)	(571,037.0)	(2,090)	(161)	(3,414)	(56)	(7,783.0)	(880.5)	(1.36)	(0.07)
500～1000未満	1,327	888,774.5	3,666	260	5,756	381	13,538.5	1,271.5	1.52	▲0.05
	(1,315)	(859,511.0)	(3,718)	(224)	(5,808)	(77)	(13,506.5)	(1,354.0)	(1.57)	(0.06)
1000以上	1,338	5,498,915.5	27,530	1,615	42,754	2,811	100,834.5	8,949.5	1.83	▲0.04
	(1,281)	(4,944,062.0)	(25,824)	(1,339)	(39,430)	(423)	(92,628.5)	(8,434.0)	(1.87)	(0.06)

注1(1)①の表と同じ

②障害部位別雇用状況

区分	①障害者の数(人)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A+B×0.5	F. うち新規雇用分
規模計	135,469.0	32,360	42,260	1,986	2,226	110,079.0	8,359.0	4,177	10,832	438	907	20,077.5	2,522.0	4,782	1,061	5,312.5	1,356.0
	(126,903.5)	(31,109)	(41,454)	(1,641)	(-)	(105,313.0)	(8,748.0)	(3,655)	(9,831)	(366)	(-)	(17,507.0)	(2,277.0)	(3,709)	(749)	(4,083.5)	(1,031.5)
56～100未満	2,427.0	552	879	43	49	2,050.5		41	208	22	16	320.0		47	19	56.5	
	(2,497.5)	(525)	(981)	(49)	(-)	(2,080.0)		(48)	(237)	(25)	(-)	(358.0)		(49)	(21)	(59.5)	
100～300未満	10,539.5	2,303	3,610	254	269	8,604.5		280	771	36	142	1,438.0		404	186	497.0	
	(10,488.0)	(2,227)	(3,830)	(166)	(-)	(8,450.0)		(332)	(902)	(43)	(-)	(1,609.0)		(343)	(172)	(429.0)	
300～500未満	8,129.5	1,893	2,482	161	168	6,513.0		272	625	33	68	1,236.0		338	85	380.5	
	(7,783.0)	(1,876)	(2,492)	(124)	(-)	(6,368.0)		(214)	(622)	(37)	(-)	(1,087.0)		(300)	(56)	(328.0)	
500～1000未満	13,538.5	3,375	4,159	194	223	11,214.5		291	1,066	66	74	1,751.0		531	84	573.0	
	(13,506.5)	(3,414)	(4,208)	(167)	(-)	(11,203.0)		(304)	(1,140)	(57)	(-)	(1,805.0)		(460)	(77)	(498.5)	
1000以上	100,834.5	24,237	31,130	1,334	1,517	81,696.5		3,293	8,162	281	607	15,332.5		3,462	687	3,805.5	
	(92,628.5)	(23,067)	(29,943)	(1,135)	(-)	(77,212.0)		(2,757)	(6,930)	(204)	(-)	(12,648.0)		(2,557)	(423)	(2,768.5)	

注1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外者の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	①企業数(社)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 E÷②×100(%)	⑤雇用率対前年比増減(P)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分		
産業計	15,798 (15,726)	8,411,528.0 (7,786,840.0)	36,537 (34,764)	2,424 (2,007)	57,874 (54,994)	4,194 (749)	135,469.0 (126,903.5)	12,257.5 (12,056.5)	1.61 (1.63)	▲0.02 (0.07)
農・林・漁業	14 (11)	3,274.0 (3,110.0)	9 (11)	4 (1)	16 (16)	0 (0)	38.0 (39.0)	4.0 (1.0)	1.16 (1.25)	▲0.09 (0.00)
鉱業、採石業、砂利採取業	13 (12)	4,875.5 (4,488.0)	19 (22)	2 (1)	37 (34)	1 (0)	77.5 (79.0)	4.0 (2.0)	1.59 (1.76)	▲0.17 (0.16)
建設業	673 (636)	267,100.0 (254,028.0)	1,217 (1,206)	23 (21)	1,485 (1,519)	17 (3)	3,950.5 (3,953.5)	213.0 (226.0)	1.48 (1.56)	▲0.08 (0.06)
製造業	2,835 (2,928)	2,084,847.5 (2,047,440.0)	10,727 (10,505)	259 (207)	14,902 (14,633)	317 (47)	36,773.5 (35,873.5)	2,003.5 (2,023.5)	1.76 (1.75)	0.01 (0.02)
食品・たばこ	314 (320)	233,224.0 (215,191.0)	923 (856)	56 (37)	2,253 (2,099)	101 (14)	4,205.5 (3,855.0)	230.0 (223.5)	1.80 (1.79)	0.01 (▲0.03)
繊維工業	41 (45)	20,245.0 (16,923.0)	102 (76)	3 (3)	136 (122)	4 (0)	345.0 (277.0)	17.0 (13.0)	1.70 (1.64)	0.06 (0.03)
木材・家具	26 (28)	8,278.5 (11,489.0)	34 (64)	4 (0)	57 (77)	1 (0)	129.5 (205.0)	7.0 (14.0)	1.56 (1.78)	▲0.22 (0.25)
パルプ・紙・印刷	354 (351)	121,448.0 (124,539.0)	588 (607)	11 (13)	864 (885)	17 (2)	2,059.5 (2,113.0)	122.5 (143.5)	1.70 (1.70)	0.00 (0.02)
化学工業	457 (468)	394,965.5 (384,954.0)	1,895 (1,861)	73 (70)	2,910 (2,833)	47 (5)	6,796.5 (6,627.5)	367.0 (373.0)	1.72 (1.72)	0.00 (0.04)
窯業・土石	69 (73)	32,236.0 (36,503.0)	166 (173)	5 (6)	227 (268)	1 (1)	564.5 (620.5)	12.0 (38.5)	1.75 (1.70)	0.05 (0.03)
鉄鋼	60 (51)	71,329.0 (62,394.0)	353 (329)	7 (7)	553 (518)	11 (1)	1,271.5 (1,183.5)	69.0 (34.0)	1.78 (1.90)	▲0.12 (0.07)
非鉄金属	71 (70)	54,672.0 (52,479.0)	277 (262)	6 (6)	382 (381)	6 (1)	945.0 (911.5)	68.5 (60.0)	1.73 (1.74)	▲0.01 (0.12)
金属製品	163 (170)	76,352.0 (67,199.0)	409 (336)	6 (7)	534 (491)	6 (2)	1,361.0 (1,171.0)	76.0 (70.5)	1.78 (1.74)	0.04 (▲0.04)
電気機械	290 (271)	392,980.0 (380,466.0)	2,446 (2,389)	26 (9)	2,545 (2,357)	36 (3)	7,481.0 (7,145.5)	315.0 (253.0)	1.90 (1.88)	0.02 (0.01)
その他機械	498 (571)	468,263.5 (486,643.0)	2,587 (2,646)	41 (26)	2,982 (3,173)	55 (9)	8,224.5 (8,495.5)	510.0 (521.5)	1.76 (1.75)	0.01 (0.04)
その他	492 (510)	210,854.0 (208,660.0)	947 (906)	21 (23)	1,459 (1,429)	32 (9)	3,390.0 (3,268.5)	209.5 (279.0)	1.61 (1.57)	0.04 (▲0.02)
電気・ガス・熱供給・水道業	41 (33)	81,836.0 (71,088.0)	432 (403)	9 (3)	627 (579)	11 (3)	1,505.5 (1,389.5)	77.5 (74.5)	1.84 (1.95)	▲0.11 (0.02)
情報通信業	1,978 (2,010)	814,564.0 (785,729.0)	3,381 (3,153)	105 (86)	4,534 (4,218)	123 (30)	11,462.5 (10,625.0)	1,100.5 (1,076.0)	1.41 (1.35)	0.06 (0.06)
運輸業、郵便業	1,063 (963)	508,181.5 (443,288.0)	2,222 (2,113)	151 (168)	3,933 (4,130)	271 (63)	8,663.5 (8,555.5)	585.5 (580.5)	1.70 (1.93)	▲0.23 (0.09)
卸売業、小売業	3,131 (3,149)	1,215,919.0 (1,120,893.0)	4,333 (4,144)	427 (380)	7,688 (7,345)	867 (163)	17,214.5 (16,094.5)	1,543.0 (1,647.0)	1.42 (1.44)	▲0.02 (0.07)
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	960 (950)	824,921.5 (839,079.0)	3,873 (3,928)	140 (104)	6,091 (6,322)	241 (29)	14,097.5 (14,296.5)	1,233.5 (1,761.5)	1.71 (1.70)	0.01 (0.10)
学術研究、専門・技術サービス業	692 (749)	258,579.0 (232,514.0)	1,105 (957)	46 (37)	1,518 (1,141)	43 (16)	3,795.5 (3,100.0)	357.0 (382.0)	1.47 (1.33)	0.14 (0.11)
宿泊業、飲食サービス業	454 (452)	260,723.0 (205,293.0)	938 (796)	201 (159)	1,899 (1,635)	360 (60)	4,156.0 (3,416.0)	607.5 (375.0)	1.59 (1.66)	▲0.07 (▲0.03)
生活関連サービス業、娯楽業	447 (468)	217,767.0 (157,756.0)	701 (584)	116 (59)	1,746 (1,075)	265 (19)	3,396.5 (2,311.5)	241.0 (378.0)	1.56 (1.47)	0.09 (0.19)
教育・学習支援業	374 (365)	127,729.0 (112,776.0)	505 (452)	18 (12)	657 (612)	28 (8)	1,699.0 (1,532.0)	143.5 (135.0)	1.33 (1.36)	▲0.03 (0.02)
医療・福祉	896 (808)	330,681.5 (296,011.0)	1,441 (1,372)	210 (199)	2,237 (2,188)	446 (124)	5,552.0 (5,193.0)	880.5 (618.5)	1.68 (1.75)	▲0.07 (0.01)
複合サービス業	50 (38)	363,048.5 (297,648.0)	1,442 (1,297)	250 (217)	3,790 (3,313)	488 (92)	7,168.0 (6,170.0)	1,360.5 (1,006.0)	1.97 (2.07)	▲0.10 (0.19)
サービス業	2,135 (2,154)	1,035,133.5 (915,699.0)	4,128 (3,821)	458 (353)	6,667 (6,234)	716 (92)	15,739.0 (14,275.0)	1,890.0 (1,770.0)	1.52 (1.56)	▲0.04 (0.10)

注1(1)①の表と同じ

※産業計はその他分類不能の産業を含む。  
※平成21年より新産業分類で集計。



②障害部位別雇用状況

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	①障害者の数 (人)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)		
		A. 重度 身体障害 者	B. 重度 以外の身 体障害者	C. 重度身 体障害者 である短時間 労働者	D. 重度以 外の身体 障害者で ある短時間 労働者	E. 計 A×2+B +C+D ×0.5	A. 重度 知的障害 者	B. 重度 以外の知 的障害者	C. 重度知 的障害者 である短時間 労働者	D. 重度以 外の知的 障害者で ある短時間 労働者	E. 計 A×2+B +C+D ×0.5	C. 精神 障害者	D. 精神 障害者で ある短時間 労働者	E. 計 C+D× 0.5
産業計	135,469.0 (126,903.5)	32,360 (31,109)	42,260 (41,454)	1,986 (1,641)	2,226 (-)	110,079.0 (105,313.0)	4,177 (3,655)	10,832 (9,831)	438 (366)	907 (-)	20077.5 (17,507.0)	4,782 (3,709)	1,061 (749)	5,312.5 (4,083.5)
農・林・漁業	38.0 (39.0)	9 (11)	16 (15)	4 (1)	0 (-)	38.0 (38.0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (-)	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	77.5 (79.0)	19 (22)	34 (33)	2 (1)	1 (-)	74.5 (78.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	1.0 (1.0)	2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)
建設業	3,950.5 (3,953.5)	1,186 (1,181)	1,335 (1,386)	22 (19)	14 (-)	3,736.0 (3,767.0)	31 (25)	64 (61)	1 (2)	1 (-)	127.5 (113.0)	86 (72)	2 (3)	87.0 (73.5)
製造業	36,773.5 (35,873.5)	9,653 (9,516)	11,343 (11,339)	199 (155)	205 (-)	30,950.5 (30,526.0)	1,074 (989)	2,796 (2,629)	60 (52)	57 (-)	5032.5 (4,659.0)	763 (665)	55 (47)	790.5 (688.5)
食品・たばこ	4,205.5 (3,855.0)	737 (692)	1,308 (1,254)	43 (26)	55 (-)	2,852.5 (2,664.0)	186 (164)	860 (773)	13 (11)	28 (-)	1259.0 (1,112.0)	85 (72)	18 (14)	94.0 (79.0)
繊維工業	345.0 (277.0)	95 (68)	98 (91)	3 (3)	4 (-)	293.0 (230.0)	7 (8)	29 (25)	0 (0)	0 (-)	43.0 (41.0)	9 (6)	0 (0)	9.0 (6.0)
木材・家具	129.5 (205.0)	32 (59)	41 (51)	4 (0)	0 (-)	109.0 (169.0)	2 (5)	14 (23)	0 (0)	1 (-)	18.5 (33.0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)
パルプ・紙・印刷	2,059.5 (2,113.0)	559 (566)	642 (694)	10 (12)	12 (-)	1,776.0 (1,838.0)	29 (41)	179 (168)	1 (1)	4 (-)	240.0 (251.0)	43 (23)	1 (2)	43.5 (24.0)
化学工業	6,796.5 (6,627.5)	1,728 (1,711)	2,426 (2,372)	37 (37)	28 (-)	5,933.0 (5,831.0)	167 (150)	361 (350)	36 (33)	11 (-)	736.5 (683.0)	123 (111)	8 (5)	127.0 (113.5)
窯業・土石	564.5 (620.5)	135 (147)	163 (193)	4 (5)	1 (-)	437.5 (492.0)	31 (26)	55 (66)	1 (1)	0 (-)	118.0 (119.0)	9 (9)	0 (1)	9.0 (9.5)
鉄鋼	1,271.5 (1,183.5)	323 (300)	475 (455)	7 (7)	10 (-)	1,133.0 (1,062.0)	30 (29)	42 (36)	0 (0)	0 (-)	102.0 (94.0)	36 (27)	1 (1)	36.5 (27.5)
非鉄金属	945.0 (911.5)	212 (204)	289 (299)	6 (6)	5 (-)	721.5 (713.0)	65 (58)	64 (62)	0 (0)	1 (-)	194.5 (178.0)	29 (20)	0 (1)	29.0 (20.5)
金属製品	1,361.0 (1,171.0)	345 (275)	384 (342)	6 (6)	5 (-)	1,082.5 (898.0)	64 (61)	124 (121)	0 (1)	0 (-)	252.0 (244.0)	26 (28)	1 (2)	26.5 (29.0)
電気機械	7,481.0 (7,145.5)	2,221 (2,209)	2,050 (1,923)	24 (7)	20 (-)	6,526.0 (6,348.0)	225 (180)	349 (308)	2 (2)	2 (-)	802.0 (670.0)	146 (126)	14 (3)	153.0 (127.5)
その他機械	8,224.5 (8,495.5)	2,439 (2,488)	2,416 (2,612)	36 (24)	43 (-)	7,351.5 (7,612.0)	148 (158)	400 (402)	5 (2)	4 (-)	703.0 (720.0)	166 (159)	8 (9)	170.0 (163.5)
その他	3,390.0 (3,268.5)	827 (797)	1,051 (1,053)	19 (22)	22 (-)	2,735.0 (2,669.0)	120 (109)	319 (295)	2 (1)	6 (-)	564.0 (514.0)	89 (81)	4 (9)	91.0 (85.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	1,505.5 (1,389.5)	408 (383)	561 (529)	9 (3)	9 (-)	1,390.5 (1,298.0)	24 (20)	35 (24)	0 (0)	1 (-)	83.5 (64.0)	31 (26)	1 (3)	31.5 (27.5)
情報通信業	11,462.5 (10,625.0)	3,217 (3,042)	3,613 (3,500)	100 (86)	75 (-)	10,184.5 (9,670.0)	164 (111)	306 (264)	5 (0)	4 (-)	641.0 (486.0)	615 (454)	44 (30)	637.0 (469.0)
運輸業、郵便業	8,663.5 (8,555.5)	1,895 (1,812)	2,948 (2,969)	128 (137)	193 (-)	6,962.5 (6,730.0)	327 (301)	742 (975)	23 (31)	39 (-)	1438.5 (1,608.0)	243 (186)	39 (63)	262.5 (217.5)
卸売業、小売業	17,214.5 (16,094.5)	3,721 (3,586)	4,613 (4,602)	339 (302)	361 (-)	12,574.5 (12,076.0)	612 (558)	2,300 (2,134)	88 (78)	239 (-)	3731.5 (3,328.0)	775 (609)	267 (163)	908.5 (690.5)
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	14,097.5 (14,296.5)	3,752 (3,827)	5,505 (5,830)	127 (94)	174 (-)	13,223.0 (13,578.0)	121 (101)	314 (258)	13 (10)	23 (-)	580.5 (470.0)	272 (234)	44 (29)	294.0 (248.5)
学術研究、 専門・技術サービス業	3,795.5 (3,100.0)	1,026 (876)	1,298 (952)	39 (34)	28 (-)	3,403.0 (2,738.0)	79 (81)	114 (100)	7 (3)	1 (-)	279.5 (265.0)	106 (89)	14 (16)	113.0 (97.0)
宿泊業、 飲食サービス業	4,156.0 (3,416.0)	525 (406)	688 (600)	124 (89)	96 (-)	1,910.0 (1,501.0)	413 (390)	1,067 (962)	77 (70)	161 (-)	2050.5 (1,812.0)	144 (73)	103 (60)	195.5 (103.0)
生活関連サービス業、 娯楽業	3,396.5 (2,311.5)	518 (451)	820 (653)	85 (52)	108 (-)	1,995.0 (1,607.0)	183 (133)	756 (324)	31 (7)	83 (-)	1194.5 (597.0)	170 (98)	74 (19)	207.0 (107.5)
教育・学習支援業	1,699.0 (1,532.0)	479 (433)	565 (533)	18 (10)	16 (-)	1,549.0 (1,409.0)	26 (19)	56 (51)	0 (2)	1 (-)	108.5 (91.0)	36 (28)	11 (8)	41.5 (32.0)
医療・福祉	5,552.0 (5,193.0)	1,222 (1,186)	1,635 (1,649)	159 (148)	139 (-)	4,307.5 (4,169.0)	219 (186)	421 (395)	51 (51)	163 (-)	991.5 (818.0)	181 (144)	144 (124)	253.0 (206.0)
複合サービス業	7,168.0 (6,170.0)	1,278 (1,168)	2,441 (2,254)	241 (211)	326 (-)	5,401.0 (4,801.0)	164 (129)	619 (501)	9 (6)	28 (-)	970.0 (765.0)	730 (558)	134 (92)	797.0 (604.0)
サービス業	15,739.0 (14,275.0)	3,392 (3,209)	4,804 (4,610)	385 (299)	481 (-)	12,213.5 (11,327.0)	736 (612)	1,238 (1,151)	73 (54)	106 (-)	2836.0 (2,429.0)	625 (473)	129 (92)	689.5 (519.0)

注1(1)②の表と同じ

※産業計はその他分類不能の産業を含む。

※平成21年より新産業分類で集計。

## (4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

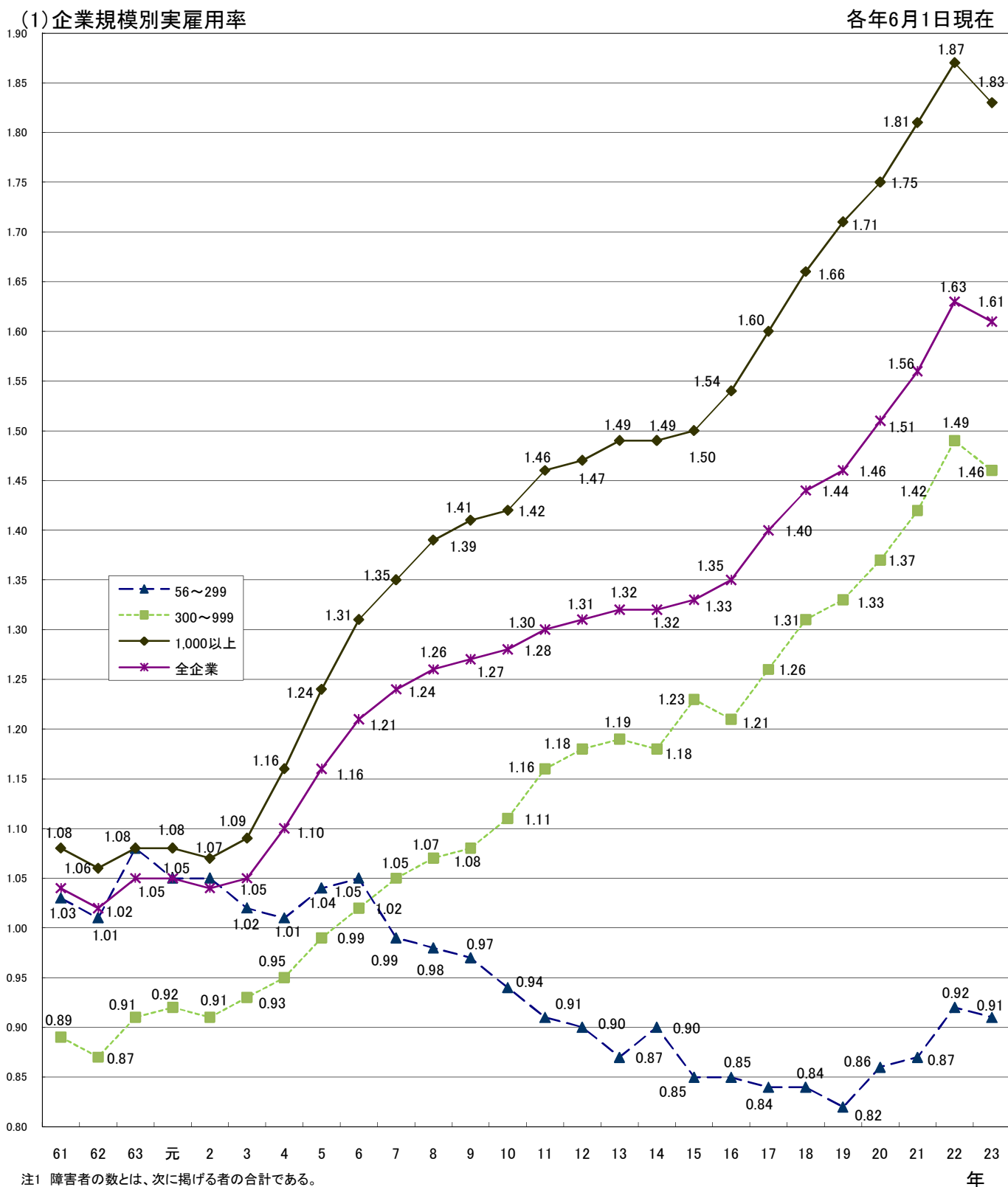
	企業数	雇用率の基礎となる労働者数	対前年増減	障害者雇用数	対前年増減	雇用率(%)	対前年増減(p)	法定雇用率
昭和56	8,003	4,806,246	106,172	45,395	3,103	0.94	0.04	1.5%
57	8,177	4,900,635	94,389	48,261	2,866	0.98	0.04	
58	8,416	4,979,666	79,031	49,880	1,619	1.00	0.02	
59	8,447	5,030,261	50,595	51,338	1,458	1.02	0.02	
60	8,814	5,430,210	399,949	56,468	5,130	1.04	0.02	
61	8,865	5,482,377	52,167	56,985	517	1.04	0.00	
62	9,235	5,635,133	152,756	57,509	524	1.02	▲ 0.02	↓
63	9,867	5,772,004	136,871	60,622	3,113	1.05	0.03	1.6%
平成元年	10,398	5,984,760	212,756	62,558	1,936	1.05	0.00	
2	10,892	6,269,853	285,093	65,154	2,596	1.04	▲ 0.01	
3	11,553	6,575,650	305,797	68,888	3,734	1.05	0.01	
4	11,995	6,800,429	224,779	74,783	5,895	1.10	0.05	
5	12,125	6,841,465	41,036	79,598	4,815	1.16	0.06	
6	12,162	6,742,262	▲ 99,203	81,620	2,022	1.21	0.05	
7	12,087	6,618,912	▲ 123,350	81,828	208	1.24	0.03	
8	12,164	6,601,324	▲ 17,588	83,139	1,311	1.26	0.02	
9	12,080	6,577,421	▲ 23,903	83,589	450	1.27	0.01	↓
10	12,257	6,530,362	▲ 47,059	83,823	234	1.28	0.01	1.8%
11	12,802	6,420,510	▲ 109,852	83,643	▲ 180	1.30	0.02	
12	12,512	6,305,043	▲ 115,467	82,843	▲ 800	1.31	0.01	
13	12,589	6,301,577	▲ 3,466	83,401	558	1.32	0.01	
14	12,469	6,221,296	▲ 80,281	81,950	▲ 1,451	1.32	0.00	
15	12,528	6,232,528	11,232	83,147	1,197	1.33	0.01	
16	13,045	6,506,784	274,256	87,701	4,554	1.35	0.02	
17	13,227	6,653,770	146,986	92,828	5,127	1.40	0.05	
18	13,760	6,916,486	262,716	99,456.0	6,628.0	1.44	0.04	
19	15,678	7,331,414	414,928	107,158.0	7,702.0	1.46	0.02	
20	16,112	7,920,678	589,264	119,837.5	12,679.5	1.51	0.05	
21	16,189	7,932,919	12,241	124,147.0	4,309.5	1.56	0.05	
22	15,726	7,786,840	▲ 146,079	126,903.5	2,756.5	1.63	0.07	
23	15,798	8,411,528.0	624,688.0	135,469.0	8,565.5	1.61	▲ 0.02	↓

注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

- ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
- 平成5年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～ 精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)(精神障害者保健福祉手帳所持者)が加わった。
- 平成23年～ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(いずれも0.5カウント)が加わった。

注2 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

## 2 民間企業における実雇用率等の推移(グラフ)



注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～ 精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)

(精神障害者保健福祉手帳所持者)が加わった。

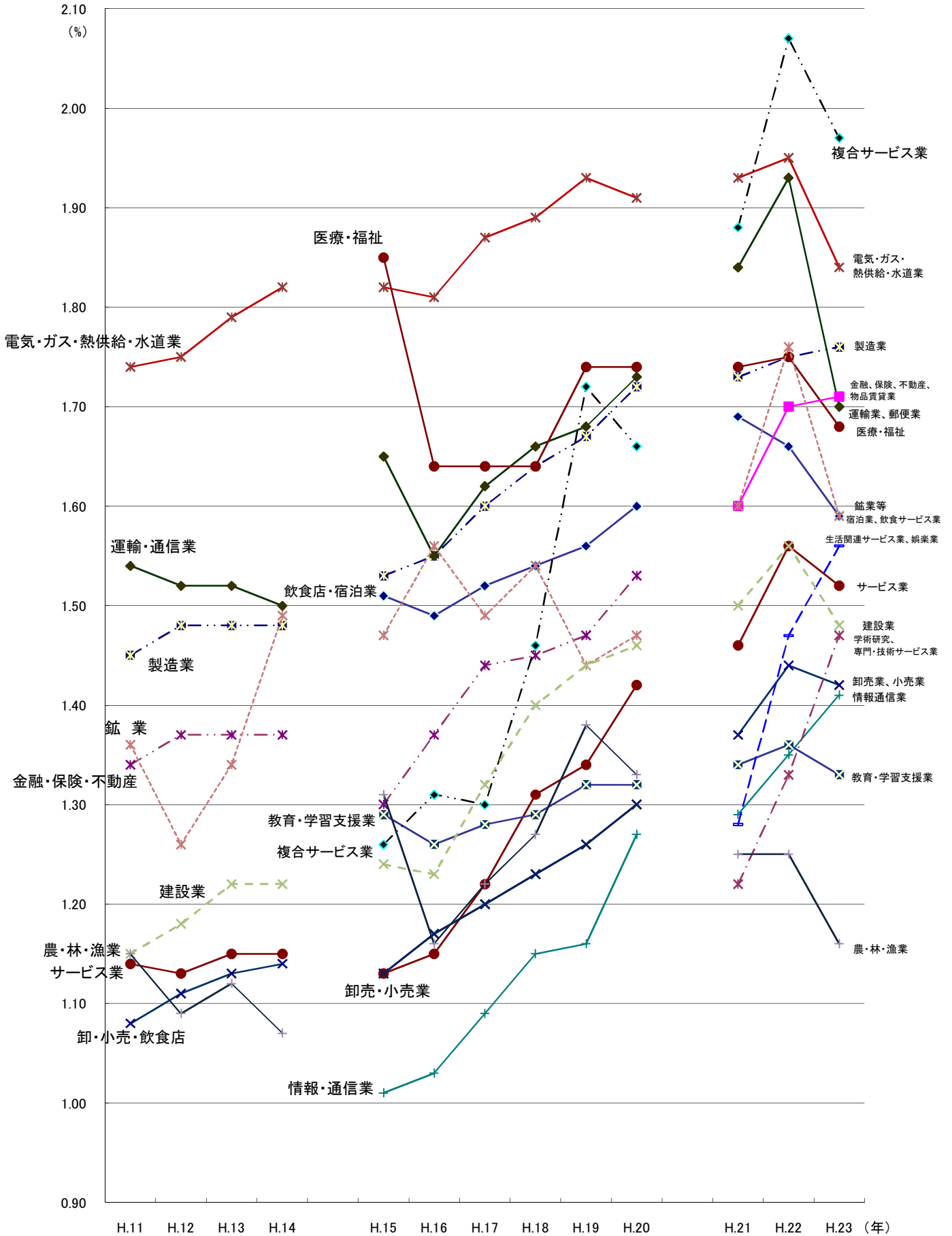
平成23年～ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(いずれも0.5カウント)が加わった。

注2 昭和62年までは「67人～99人」、昭和63年から平成10年までは「63人～99人」

注3 平成22年7月制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(2)産業別実雇用率

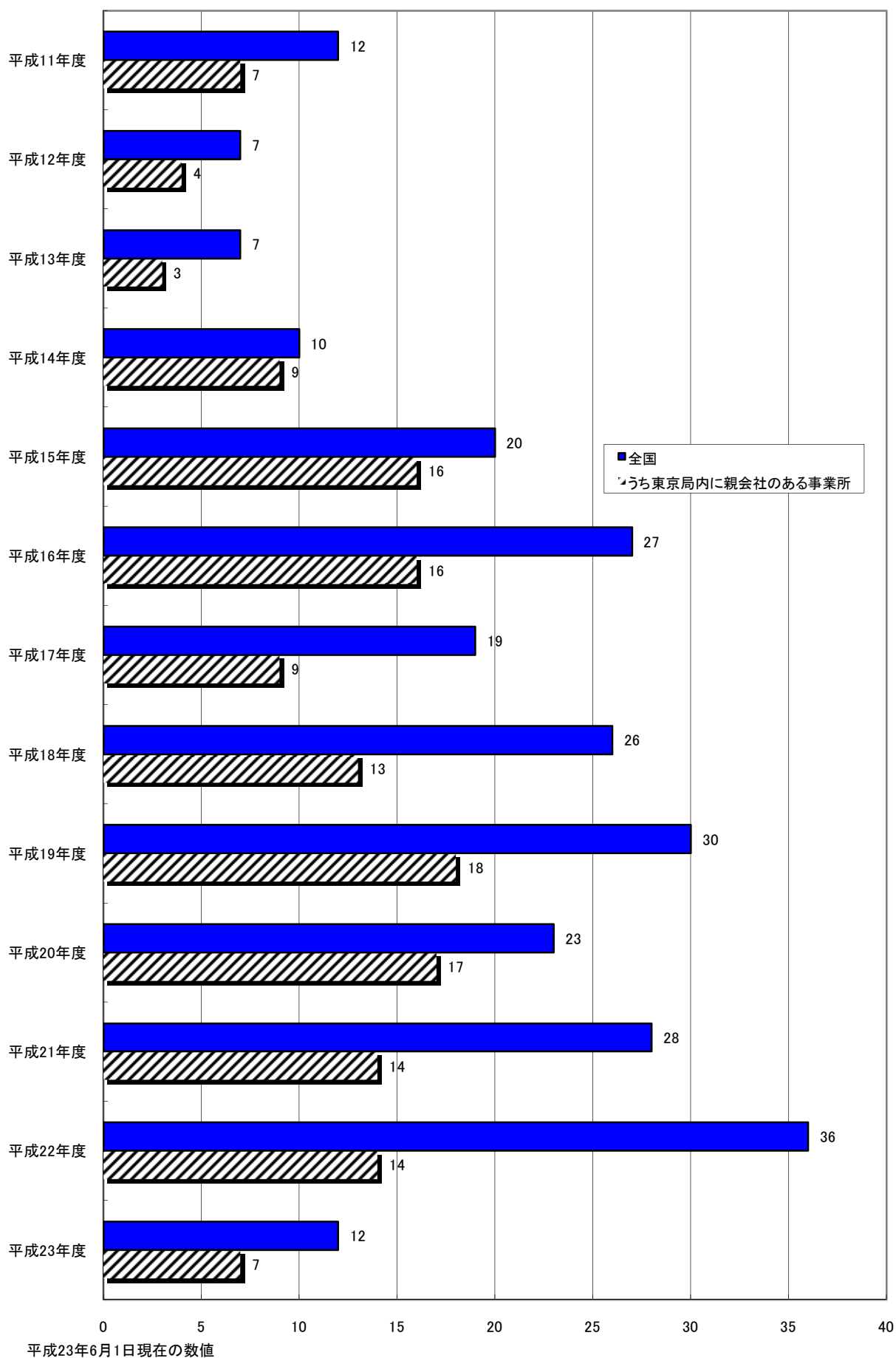
各年6月1日現在



注1 平成15年及び平成21年に産業分類が変更になっている。

注2 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### (3)特例子会社の年度別設立件数



### 3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

#### ① 概況

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤雇用率対前年比増減(P)	⑥不足数
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
都の機関	9	36,089.5	255	28	379	30	932.0	31.5	2.58	▲ 0.38	0.0
	(9)	(29,202.0)	(237)	(27)	(363)	(2)	(865.0)	(22.5)	(2.96)	(▲ 0.09)	(0.0)
区の機関	26	69,947.0	483	28	762	63	1,787.5	27.5	2.56	▲ 0.27	0.0
	(26)	(61,896.0)	(482)	(27)	(763)	(0)	(1,754.0)	(31.0)	(2.83)	(▲ 0.03)	(0.0)
市町村の機関	49	29,627.0	159	7	288	20	623.0	28.0	2.10	▲ 0.27	28.5
	(50)	(25,786.0)	(156)	(10)	(289)	(0)	(611.0)	(19.0)	(2.37)	(0.02)	(6.0)
計	84	135,663.5	897	63	1,429	113	3,342.5	87.0	2.46	▲ 0.30	28.5
	(85)	(116,884.0)	(875)	(64)	(1,415)	(2)	(3,230.0)	(72.5)	(2.76)	(▲ 0.04)	(6.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。

6 ⑥欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から③のE欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

#### ② 障害部位別在職状況

区分	①障害者の数(人)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A + B \times 0.5$	F. うち新規雇用分
都の機関	932.0	255	360	28	30	913.0	31.5	0	0	0	0	0.0	0.0	19	0	19.0	0.0
	(865.0)	(237)	(350)	(27)	-	(851)	(22)	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)	(13)	(2)	(14.0)	(0.5)
区の機関	1,787.5	483	730	28	58	1,753.0	25.0	0	4	0	2	5.0	2.0	28	3	29.5	0.5
	(1,754.0)	(482)	(735)	(27)	-	(1,726)	(30)	(0)	(3)	(0)	-	(3)	(1)	(25)	(0)	(25.0)	(0.0)
市町村の機関	623.0	159	274	7	19	608.5	28.0	0	2	0	1	2.5	0.0	12	0	12.0	0.0
	(611.0)	(156)	(280)	(10)	-	(602)	(19)	(0)	(3)	(0)	-	(3)	(0)	(6)	(0)	(6.0)	(0.0)
計	3,342.5	897.0	1,364	63	107	3,274.5	84.5	0	6	0	3	7.5	2.0	59	3	60.5	0.5
	(3,230.0)	(875)	(1,365)	(64)	-	(3,179)	(71)	(0)	(6)	(0)	-	(6)	(1)	(44)	(2)	(45.0)	(0.5)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④Eの計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3 ②③④D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

4 ②③のA.B欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。

(2) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)	③障害者の数(人)		④実雇用率 ③÷②× 100(%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
				うち新規雇用 分			
東京都教育委員会	1	43,110.0	682.0	12.5	1.58	▲ 0.09	180
	(1)	(41,047.0)	(686.0)	(9.0)	(1.67)	(▲ 0.08)	(134.0)

#### 4 公的機関の各機関の状況

##### (1)地方自治体の各機関の状況

###### ① 都の機関の状況(法定雇用率2.1%)

都の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備考
1 知事部局	23,764.5	616.0	2.59	0.0	
2 議会局	154.0	5.0	3.25	0.0	
3 人事委員会	65.5	3.0	4.58	0.0	
4 監査事務局	92.5	5.0	5.41	0.0	
5 交通局	2,041.5	62.0	3.04	0.0	
6 水道局	3,027.0	77.0	2.54	0.0	
7 下水道局	1,494.5	38.0	2.54	0.0	
8 警視庁	4,589.0	99.0	2.16	0.0	
9 東京消防庁	861.0	27.0	3.14	0.0	
都の機関合計	36,089.5	932.0	2.58	0.0	

###### ② 区市町村の機関の状況(法定雇用率2.1%)

区の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備考
1 千代田区	1,209.0	35.5	2.94	0.0	
2 中央区	1,618.5	43.5	2.69	0.0	
3 港区	2,261.5	64.0	2.83	0.0	
4 新宿区	3,129.0	82.0	2.62	0.0	
5 文京区	2,101.0	49.0	2.33	0.0	
6 台東区	1,720.0	46.0	2.67	0.0	
7 墨田区	2,495.0	61.5	2.46	0.0	
8 江東区	2,602.0	64.5	2.48	0.0	
9 品川区	2,506.0	75.0	2.99	0.0	
10 目黒区	2,736.0	74.0	2.70	0.0	
11 大田区	4,364.0	135.5	3.10	0.0	
12 世田谷区	5,445.5	132.5	2.43	0.0	
13 渋谷区	2,111.5	53.5	2.53	0.0	
14 中野区	2,455.5	63.0	2.57	0.0	
15 杉並区	4,584.5	99.5	2.17	0.0	
16 豊島区	2,443.0	62.5	2.56	0.0	
17 北区	2,687.0	60.5	2.25	0.0	
18 荒川区	2,108.0	45.0	2.13	0.0	
19 板橋区	4,049.0	104.0	2.57	0.0	
20 練馬区	5,038.0	106.0	2.10	0.0	
21 足立区	4,302.5	110.0	2.56	0.0	
22 葛飾区	2,364.5	81.5	3.45	0.0	
23 江戸川区	4,402.0	101.5	2.31	0.0	
24 特別区人事・厚生事務組合	239.0	15.0	6.28	0.0	
25 特別区競馬組合	117.0	4.0	3.42	0.0	
26 東京23区清掃一部事務組合	858.0	18.5	2.16	0.0	
区の機関合計	69,947.0	1,787.5	2.56	0.0	



市町村の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 八 王 子 市	3,397.5	75.5	2.22	0.0	特例承認あり(注4)
2 立 川 市	1,080.0	23.0	2.13	0.0	
3 武 蔵 野 市	900.0	19.5	2.17	0.0	特例承認あり(注4)
4 三 鷹 市	851.5	18.0	2.11	0.0	
5 青 梅 市	1,228.5	22.0	1.79	3.0	特例承認あり(注4)
6 府 中 市	1,211.0	27.0	2.23	0.0	
7 昭 島 市	738.0	16.0	2.17	0.0	特例承認あり(注4)
8 調 布 市	1,281.5	27.5	2.15	0.0	特例承認あり(注4)
9 町 田 市	3,393.0	63.0	1.86	8.0	特例承認あり(注4)
10 小 金 井 市	836.5	18.5	2.21	0.0	特例承認あり(注4)
11 小 平 市	880.5	18.0	2.04	0.0	
12 日 野 市	687.0	18.0	2.62	0.0	
13 東 村 山 市	720.5	15.5	2.15	0.0	
14 国 分 寺 市	982.0	17.5	1.78	2.5	注6
15 国 立 市	455.5	12.0	2.63	0.0	特例承認あり(注4)
16 福 生 市	407.5	9.0	2.21	0.0	特例承認あり(注4)
17 狛 江 市	457.0	9.0	1.97	0.0	特例承認あり(注4)
18 東 大 和 市	460.0	11.0	2.39	0.0	特例承認あり(注4)
19 清 瀬 市	598.5	13.0	2.17	0.0	特例承認あり(注4)
20 東 久 留 米 市	970.0	14.0	1.44	6.0	特例承認あり(注4)
21 武 蔵 村 山 市	354.0	8.0	2.26	0.0	特例承認あり(注4)
22 多 摩 市	826.0	18.0	2.18	0.0	
23 稲 城 市	476.0	12.0	2.52	0.0	特例承認あり(注4)
24 羽 村 市	293.0	10.0	3.41	0.0	
25 あ き る 野 市	515.0	13.0	2.52	0.0	特例承認あり(注4)
26 西 東 京 市	1,359.5	26.0	1.91	2.0	特例承認あり(注4),注6
27 瑞 穂 町	212.0	5.0	2.36	0.0	
28 日 の 出 町	176.5	4.0	2.27	0.0	
29 檜 原 村	85.0	1.0	1.18	0.0	
30 奥 多 摩 町	94.5	3.5	3.70	0.0	
31 大 島 町	159.0	1.0	0.63	2.0	
32 利 島 村	-	-	-	-	注5
33 新 島 村	119.0	1.0	0.84	1.0	
34 神 津 島 村	113.0	2.0	1.77	0.0	
35 三 宅 村	111.0	3.0	2.70	0.0	
36 御 蔵 島 村	-	-	-	-	注5
37 八 丈 町	142.0	2.0	1.41	0.0	
38 青 ケ 島 村	-	-	-	-	注5
39 小 笠 原 村	113.0	0.0	0.00	2.0	
40 立 川 市 教 育 委 員 会	377.0	8.0	2.12	0.0	
41 三 鷹 市 教 育 委 員 会	239.5	5.0	2.09	0.0	
42 府 中 市 教 育 委 員 会	180.5	4.0	2.22	0.0	
43 小 平 市 教 育 委 員 会	282.0	5.0	1.77	0.0	
44 日 野 市 教 育 委 員 会	194.5	8.0	4.11	0.0	
45 東 村 山 市 教 育 委 員 会	185.5	7.0	3.77	0.0	
46 国 分 寺 市 教 育 委 員 会	230.5	5.5	2.39	0.0	
47 多 摩 市 教 育 委 員 会	278.5	6.0	2.15	0.0	
48 羽 村 市 教 育 委 員 会	-	-	-	-	注5
49 日 野 市 立 病 院 組 合	101.0	2.0	1.98	0.0	
50 福 生 病 院 組 合	208.5	2.0	0.96	2.0	注6
51 稲 城 市 立 病 院	133.5	2.0	1.50	0.0	
52 阿 伎 留 病 院 組 合	167.5	3.0	1.79	0.0	
53 昭 和 病 院 組 合	364.0	9.0	2.47	0.0	
54 町 立 八 丈 病 院	-	-	-	-	注5
55 柳 泉 園 組 合	-	-	-	-	注5
市町村の機関の合計	29,627.0	623.0	2.10	28.5	

注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。  
注4 注4の市は特例承認を受けている。特例承認とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧		
地方認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)	
八王子市	八王子市教育委員会	
武蔵野市	武蔵野市教育委員会	武蔵野市水道部
青梅市	青梅市教育委員会	青梅市立総合病院
町田市	町田市教育委員会	町田市民病院
小金井市	小金井市教育委員会	
国立市	国立市教育委員会	
福生市	福生市教育委員会	
東大和市	東大和市教育委員会	
清瀬市	清瀬市教育委員会	
昭島市	昭島市教育委員会	
東久留米市	東久留米市教育委員会	
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会	
狛江市	狛江市教育委員会	
稲城市	稲城市教育委員会	
あきる野市	あきる野市教育委員会	
西東京市	西東京市教育委員会	
調布市	調布市教育委員会	

注5 -は、職員数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生しないもの。

注6 国分寺市においては、10月1日現在において、障害者の数21.5人、実雇用率2.17%、不足数0.0人となっている。

西東京市においては、11月1日現在において、障害者の数29.0人、実雇用率2.14%、不足数0.0人となっている。

福生病院組合においては、10月31日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率1.63%、不足数0.0人となっている。

**(2)特殊法人等(地方所管)における各機関の状況**

法人名	①法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 東京都産業技術研究センター	287.0	6.0	2.08	0.0	
2 首都大学東京	947.5	27.0	2.85	0.0	
3 東京都住宅供給公社	1,216.0	26.0	2.14	0.0	
特殊法人(地方所管)の合計	2,450.5	59.0	2.41	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 区市町村土地開発公社については労働者数がいずれも48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。